

## 小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業募集要項

小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「小山工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程」（令和8年1月21日制定。以下「取扱規程」という。）に基づき、本校の施設等について、公募による愛称の設定を行います。

### 1. ネーミングライツ事業の概要

ネーミングライツとは、法人や団体等の事業者が本校の施設等の愛称を決定する権利をいうものです。ネーミングライツ事業は、契約により本校がネーミングライツを付与した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、教育研究環境の向上を図るための事業です。

### 2. 対象施設

小山工業高等専門学校一般食堂  
（詳細は別添資料参照。）

### 3. ネーミングライツの付与期間

令和8年9月頃から原則3年以上

### 4. ネーミングライツ料

1,000,000円（税込）【最低金額】

※ この金額は本校としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

### 5. 応募資格

ネーミングライツパートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体が対象です。ただし、次の各号に掲げる者は、応募資格がないものとします。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者
- ・行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ・社会問題をおこしている者
- ・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を行う者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ・賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- ・政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ・宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者
- ・国税、地方税等を滞納している者
- ・前各号によるもののほか、小山工業高等専門学校のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと本校が認める者

## 6. 愛称等の付与条件

- ① 愛称及びサイン（以下、愛称等という。）は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 愛称等は本校の施設にふさわしいものとし、次に掲げるものは使用することができません。
  - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
  - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
  - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に関するもの
  - ・貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
  - ・酒の広告や飲酒を促すもの
  - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
  - ・個人の名刺広告に関するもの
  - ・本校の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
  - ・その他表記する愛称及び広告として適当でないと認められるもの
- ③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ ネーミングライツパートナーからの契約期間中の愛称の変更は原則できません。
- ⑤ 対象施設の従来 of 名称の変更は行いません。また、必要に応じて愛称ではなく従来 of 施設等の名称を使用するものとします。

## 7. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには、次の特典があります。

- ① ネーミングライツパートナーは、対象施設に愛称のサイン等を設置できます。なお、愛称のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法については、本校と協議が必要です。また、期間中のサイン等の変更についても協議が必要です。
- ② 本校は、本校の公式ウェブサイト等において、愛称等の付与のお知らせを掲載し、愛称等を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本校のネーミングライツパートナーであることを PR することができます。

- ④ ネーミングライツパートナーが契約期間終了の6ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、優先的に交渉することができます。
- ⑤ その他、希望する付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

## 8. 愛称の表示等に伴う費用負担

- ① 愛称のサイン等の設置、維持、変更、及び契約終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ② 愛称のサイン等の設置及び原状回復にかかる日数は契約期間に含みません。具体的な日数等は協議の上決定します。
- ③ 契約開始日において、サイン等の一部設置が完了していない場合であっても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

## 9. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業実施申込書
- ② 掲示するサイン等の提案内容（対象範囲を示す図面、レイアウト案等）が具体的に分かる書類
- ③ 事業者等の概要を記載した書類（会社概要等）
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 事業者等の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑦ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

※ 正本1部に加え、電子データを併せてご提出ください。

### (2) 締切及び提出方法

締切：令和8年7月31日（金）必着

※ 提出方法は郵送又は持参とします。

※ 郵送での受付は、締切日必着とします。

## 10. 選定方法

選定に当たっては、次の選定項目をもとに、本校の企画戦略会議において、資格要件、愛称等の案、ネーミングライツ料、ネーミングライツ付与期間及び本校における効果等を総合的に考慮し、選考します。なお、応募者が1者のみの場合であっても、採用とならない場合もあります。

選定項目		要件・基準等	判定・配点
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募要件を満たしているか</li> <li>・愛称等の付与条件を満たしているか</li> <li>・経営基盤が安定しているか</li> </ul>	適・否
選定基準	①愛称等の案	・学生、教職員、卒業生等に受け入れられるか	10点
	②デザイン性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校のイメージや雰囲気にあったものか</li> <li>・ノイズとならず、全体との調和がとれたものか</li> </ul>	20点
	③本校・学生への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛称等の設定により、本校全体のイメージを高める効果が期待できるか</li> <li>・学生の将来の就業先として適切か</li> </ul>	20点
	④付与期間	・愛称等として定着させる観点から、期間が長いほど高評価とする	10点
	⑤料金	・財政的な観点から、ネーミングライツ料が高額であるほど高評価とする	40点
判定	選定基準①～④において以下の基準のE評価に該当する項目があったときは、それをもって選定対象外とする。		

### 採点基準（①～④）

評価		採点
A	特に優れた提案	配点×1.0
B	優れた提案	配点×0.8
C	標準的な提案	配点×0.5
D	標準よりも劣った提案	配点×0.2
E	本校に相応しくない提案	不採用

### 採点基準⑤

$$\text{採点} = \frac{\text{提案額}}{\text{最高提案額又は最低金額※}} \times \text{配点 (40点)} \quad (\text{小数点第1位を四捨五入する。})$$

※最高提案額が「4. ネーミングライツ料」で示した最低金額を上回る場合は最高提案額を、下回る場合は最低金額を基に算出する。

## 11. 選定結果の通知、公表

選定結果は、令和8年8月18日（火）までに、すべての応募者に郵送又はメールにて通知します。審査の結果、ネーミングライツパートナーを選定しない場合もあります。

## 12. 契約の締結

本校は、ネーミングライツパートナーの決定を通知した事業者等とネーミングライツの契約を締結します。なお、契約締結後、決定した愛称等、事業者等名、契約期間等を本校の公式ウェブサイト等で公表します。

## 13. ネーミングライツ料の納入

ネーミングライツ料は、本校が発行する請求書により指定された期日までに、年度毎に一括で納入するものとします。ただし、校長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることがあります。

## 14. ネーミングライツの取消し

本校は、ネーミングライツパートナーが契約に違反した場合、又はその他の理由で適切でないと判断した場合、ネーミングライツの付与を取り消すことがあります。取消しに伴う費用負担等については、原則としてネーミングライツパートナーが負担します。詳細は取扱規程第12条及び第16条をご参照ください。

## 15. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。

## 16. 申込書の提出先及び問合せ先

栃木県小山市大字中久喜 771 番地

小山工業高等専門学校 総務課総務係

TEL : 0285-20-2115

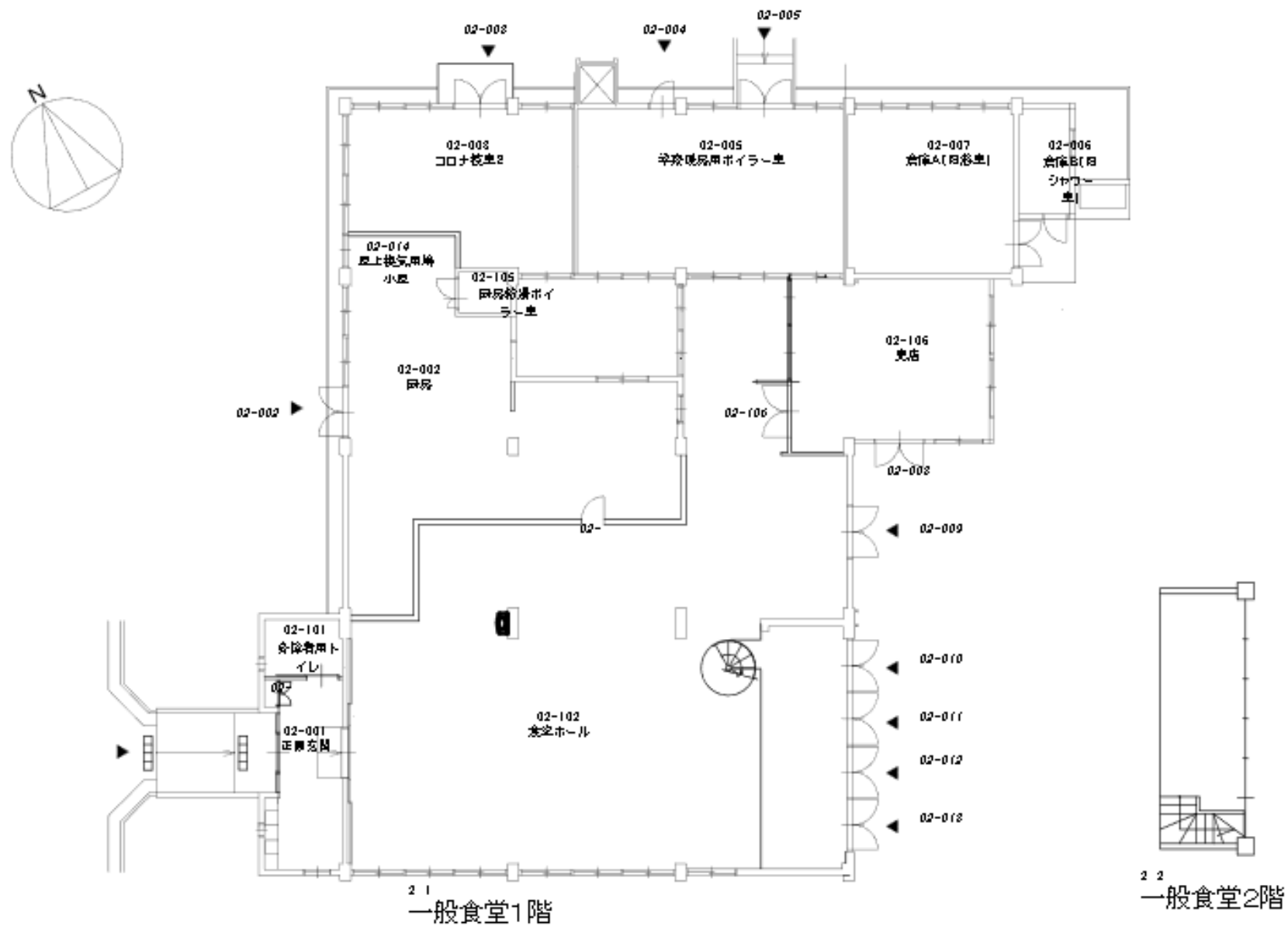
E-mail : soumu2@oyama-ct.ac.jp (迷惑メール対策のため、@を◎で表記しています。)

※ 申込みを受理しましたら、メール、電話等にて連絡します。数日経っても連絡がない場合は、こちらで受理していないおそれがありますので、確認の連絡をお願いします。

※ 対象施設の現地視察等を希望する場合は、事前に上記問合せ先までご連絡ください。



○建物平面図



○参考写真

